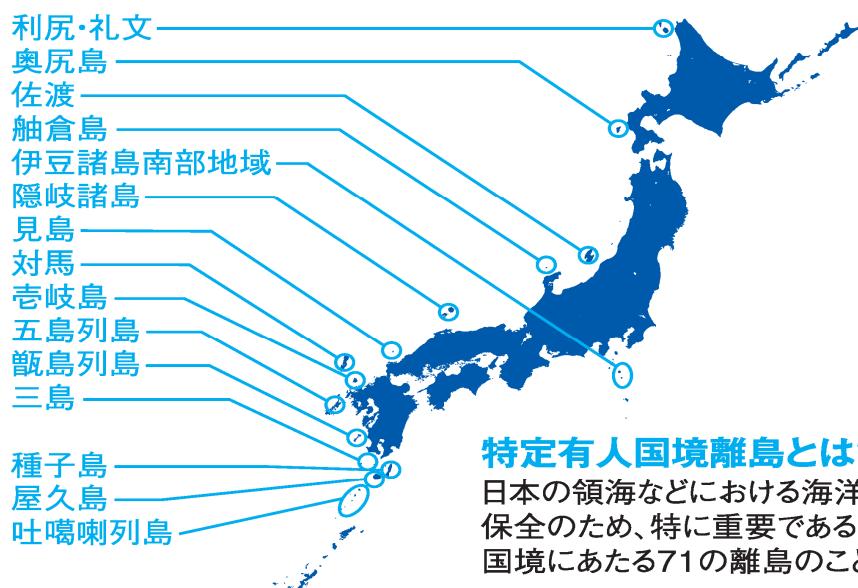


令和8年度  
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金  
- 雇用機会拡充事業 -  
公募要領

特定有人国境離島



特定有人国境離島とは？

日本の領海などにおける海洋活動の保全のため、特に重要であるとされる国境にあたる71の離島のこと

特定有人国境離島地域における民間事業者等の雇用拡大に伴う、創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

令和7年9月 鹿児島県十島村

## 目 次

1. 事業目的	· · ·	1
2. 募集期間	· · ·	1
3. 補助対象者	· · ·	1
4. 事業に関する要件	· · ·	2
5. 雇用に関する要件	· · ·	3
6. 事業計画期間	· · ·	3
7. 補助対象経費	· · ·	4
8. 補助対象事業の上限額	· · ·	4
9. 事業計画書の作成	· · ·	5
10. 審査選定	· · ·	5
11. 事業実績報告書の作成	· · ·	7
12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	· · ·	8
13. 応募手続き	· · ·	8
14. 個人情報の管理	· · ·	8
別表 雇用機会拡充事業の対象経費	· · ·	9
提出必要書類	· · ·	10
別記第1号様式 十島村雇用機会拡充補助金交付申請書	· · ·	12
別記第2号様式 十島村雇用機会拡充事業計画書	· · ·	13
別記第3号様式 収支予算（精算）書	· · ·	20
別記第4号様式 十島村雇用機会拡充事業実績報告書	· · ·	21
別記第5号様式 十島村雇用機会拡充事業実績報告内訳書	· ·	22

## 1. 事業目的

雇用機会拡充事業は、特定有人国境離島地域※における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

※ 特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、全国で 71 の離島が指定されています。

## 2. 募集期間

- ① 事業申請の意向連絡期間

**令和7年9月1日（月）～令和7年9月12日（金）午後5時**

※ 募集予定の方は上記期間に必ず連絡してください。期間内に連絡がなかつた場合は希望なしとします。

- ② 事業申請書類提出期間

**令和7年9月1日（月）～令和7年11月14日（金）午後5時**

※ 申請書類の必着期日になりますのでご注意ください。

- ※ 本公募は、令和8年度の予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。補助対象者の決定や予算の執行は、予算成立後の事業採択（令和8年4月1日以降）により開始されます。
- ※ 事業申請書類提出期間終了後から 12 月後半にかけて書類の修正・確認等、来年1月中旬に審査会を予定しております。スケジュールの変更の可能性もありますので予めご了承ください。

## 3. 補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ① 十島村において創業する者（事業を承継する者を含む。）  
② 十島村の事業所において事業拡大を行う者  
③ 主として十島村の商品、サービス等の販売を目的として十島村以外の地域において創業する者（以下「地域外創業者」という。）  
※ 十島村内にて雇用を創出することが条件となります。

雇用機会拡充事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金

の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

創業とは、

- ・ 個人開業若しくは会社等を設立し、新たに事業を開始すること（新規創業）
- ・ 既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）※設備投資等を行って付加価値を向上させが必要

事業拡大とは、

- ・ 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと

## 4. 事業に関する要件

雇用機会拡充事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 十島村にて雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要です。
  - ア) 創業の場合、事業実施後、概ね3年以内に従業員を新たに雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれる。
  - イ) 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる。
  - ウ) 十島村以外の地域において創業する場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある十島村の产品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる。
- ② 本事業終了後に売上高の増加又は負荷価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

(留意事項)

- ・ ビジネスベースで成立する事業に対して補助を行うものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。
- ・ 事業採択日以降の創業が交付対象事業となります。
- ・ 同一の事業者が複数の申請をすることはできません。

## 5. 雇用に関する要件

雇用機会拡充事業は、十島村における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、資金台帳の確認、雇用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先等の把握等により、モニタリングを行います。

① 計画期間中に一週間の所定労働時間が 20 時間以上の従業員を新たに雇用し、計画期間終了後もその雇用を継続していただく必要があります。(所定労働時間が週 20 時間以上の常用雇用者※を雇用人数の最少単位として計算して下さい。これ未満の雇用者は、1名とカウントしません。)

※ 常用雇用とは、事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。

② 十島村に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなすことができます。

③ 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用すべき期間から除くことができます。

④ 事業採択日以前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。

⑤ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。

⑥ 雇用機会拡充事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。

事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあっては、雇用機会拡充事業の対象となりませんのでご留意ください。

## 6. 事業計画期間

雇用機会拡充事業の事業計画期間は、原則として、村による交付決定日から令和8年3月までです。補助金交付を受ける期間の事業計画書をご提出下さい。

ただし、十島村では、以下の類型に該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、最長で5年間の事業計画の申請を受付けることとしています。

なお、複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、採択の可否は年度ごとに判断することとなりますのでご注意ください。

※ 十島村が特に重要であると認める事業は以下のとおりです。

- ・ 地域全体の経済又は雇用を特に拡大させる効果があり、国が定める基本方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例えば、島の产品的ブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO 機能の創出、旅行客の呼

び込み等)に合致する事業

- ・十島村まち・ひと・しごと創生総合戦略の掲げる基本目標、戦略プロジェクトの合致する事業であり、基本目標、KPI達成に大きく寄与する事業

ただし、複数年度の事業実施者が次に掲げる事由に該当する場合には、以降の補助金を交付することはできません。

- ① 事業実施者となった事業者の事業所全体における雇用者数が、前年度の補助金等交付決定日における雇用者数を下回っている場合。
- ② 翌年の事業計画において、交付対象経費として計上している人件費の対象となる者以外の雇用創出効果が見込まれない場合。
- ③ 事業開始日が属する年度における当該事業による収入額（補助金等収入を除く。）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費、園田税務上必要経費と算入できる経費をいう。）を上回って黒字となる場合。

## 7. 補助対象経費

雇用機会拡充事業の補助対象経費は、別表のとおりです。補助対象経費は、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。また、支出を行うに当たっては、以下に留意してください。

- ① 事業を実施する上で、必要不可欠なものに限定して下さい。
- ② 事業採択日以前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。
- ③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。
- ⑤ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応する方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応してください。
- ⑥ 国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。

## 8. 補助対象事業費の上限額

補助対象となる事業費は、事業計画期間1年間あたり、下表の左欄の区分に応じ、右欄の額となります。事業実施者は、補助対象事業費の4分の1以上の額（下表の括弧内の額）は自己負担する必要がありますので、ご留意ください。

区分	補助対象事業費の上限額
創業	600万円（150万円）

事業拡大	1, 600万円（400万円）
設備投資を伴わない事業拡大※	1, 200万円（300万円）

※ 設備投資を伴わない事業拡大とは、設備費又は改修費を経費に計上しないものを指します。

## 9. 事業計画書の作成

事業実施者は、十島村雇用機会拡充事業計画書（別記第2号様式）に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について記載して提出してください。

### 1 業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定3年後まで（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで）以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成していただきます。

- ① 付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計額）
- ② 経常利益（営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの）
- ③ 売上高

### 2 鹿児島県計画との整合

鹿児島県では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第4条に規定する国的基本方針に基づき、同法第10条に規定する鹿児島県計画を策定しています。

この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載していますので、申請する事業内容について計画と整合する部分について記載する必要があります。鹿児島県計画については、以下のホームページを参照してください。

### 鹿児島県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画

鹿児島県ホームページ→一般・県民の方々→鹿児島県の基本情報→かごしまの島々

### 3 補助対象経費の算定

補助対象となる事業費は年度ごとに算定を行います。そのため、事業全体に係る資金計画のほか、事業計画書の「3 経費明細書」には申請を行う年度に係る補助対象経費のみを記載してください。

## 10. 審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類（13. 応募手続き参照）の申請を受けて、「4. 事業に関する要件」「5. 雇用に関する要件」に関する適合性について1次審査を行

った上で、十島村において十島村雇用機会拡充事業審査委員会を開催し、雇用創出効果が高く、かつ事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、国の交付決定通知のあとに、国の意見を考慮した上で、十島村長が事業採択を行います。

審査は、以下の観点から審査を行い、採択の可否を書面で通知します。

**※ 村予算の範囲内での採択となります。**

**① 雇用創出効果**

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込があること。

また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

これ以外であっても、地域性（地域の歴史、文化等に根差しており、哲学、ストーリーが語り得る可能性がある等）があるようなものについても採択します。

**② 事業性、成長性、継続性の判断**

- ア) ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。
- イ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。
- ウ) 補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

**③ 雇用機会拡充事業の趣旨への合致**

審査に当たっては、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、以下に掲げる基準を踏まえて行います。

- ア) 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること  
(代表的な例：島を代表する產品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るものなど、主に島外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの)
- イ) 島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず、現状で島内に提供する事業者が存在しないため、島外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業であること
- ウ) 十島村以外の地域から事業所を移転して行う事業、十島村以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること
- エ) 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くような環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があるもの

#### ④ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要です。

事業計画書の「2 事業内容」の資金計画の補助金交付相当額の手当手法については確実に記載してください。

※補助金は事業終了後の確定（精算）払いとなります。

#### （留意事項）

事業の採択にあたっては上記の審査基準に加え、雇用機会拡充事業の趣旨に合致しない以下のような事業については採択しないこととしておりますので、申請にあたってはご注意ください。

- ア) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者的人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業
- イ) 島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの
- ウ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業
- エ) どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業
- オ) 他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業

### 11. 事業実績報告の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間を含めて3年間（これより長い計画期間で事業を実施する事業については、当該計画期間の終期まで）の事業実施状況について事業実績報告書（別記第4号様式）に記載し、報告する必要があります。

### 12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

雇用機会拡充事業に採択された場合、補助金が実際に支払われるのは、設備等の設置を確認した後の精算払いになります。それまでの間は、自己資金にて事業を実施する必要がありますので、十分にご留意ください。

国（内閣府）では、本補助金と併せて、別途、特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業を実施しており、指定金融機関から無利子（低利）融資（最長5年間（元金据え置きあり）、融資上限額7,200万円）が受けられる可能性があります。ご利用を検討される方は、以下に記載した金融機関までご連絡ください。

鹿児島銀行、鹿児島県信用漁業協同組合連合会、

鹿児島県信用農業協同組合連合会、鹿児島県相互信用金庫  
種子屋久農業協同組合、南日本銀行

### 13. 応募手続き

雇用機会拡充事業の申請書類や手続きは以下のとおりです。

(1) 提出書類

- ・【提出必要書類】をご参照ください。
- ・様式については、十島村ホームページからもダウンロードできます。

(2) 提出先及び問い合わせ先

十島村役場 地域振興課 人口対策室  
〒892-0822 鹿児島市泉町 14 番 15 号  
TEL : 099-222-2101  
FAX : 099-223-6720

(3) 提出方法

- 【提出必要書類】を「2. 募集期間」中に、郵送にて送付ください。
- ※ 応募書類及び添付書類等については、「14. 個人情報の管理」に基づいて適切な管理を行います。
- ※ 提出された応募書類及び添付書類は返却できません。

### 14. 個人情報の管理

本事業への応募に係る提出書類により、十島村が取得した個人情報については、補助事業者による審査・採択・事業管理以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提出を求められた場合を除きます。)

なお、国及び鹿児島県も審査、選定、事業管理において、本事業に関与し、申請者の情報を共有します。

別表 雇用機会拡充事業の対象経費

対象経費	経費内容
設備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>*創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む）</li> <li>*上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費</li> <li>*上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用</li> </ul> <p>注) 中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限ります。</p> <p>注) 売上増加につながらない単なる老朽化設備・施設の更新は対象なりません。</p> <p>注) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象なりません。</p>
改修費	<ul style="list-style-type: none"> <li>*事業の用に供する建物および建物付属設備の改修費（建物と住居等が明確に分かれているものに限る。）</li> </ul> <p>注) 土地・建物の取得、新築、自家用車の購入その他個人又は法人の資産形成につながる経費は対象なりません。</p>
広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> <li>*広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費</li> <li>*商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）</li> </ul>
店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>*創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）</li> </ul>
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に限る。）</li> <li>*創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。）</li> <li>*給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額35万円、非常勤雇用の場合は、月額20万円、パート・アルバイトは日額8千円/人を上限とする。</li> </ul> <p>注) 代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象なりません。</p>
研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> <li>*商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）</li> </ul>
島外からの事業所移転費	<ul style="list-style-type: none"> <li>*村外から村内への事業所移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転にかかる諸経費</li> </ul>
従業員の教育訓練経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>*従業員の資格取得（小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの）・研修・講習受託にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。）</li> </ul> <p>注) 求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象なりません。</p>

**【提出必要書類】**

申請書類	部数
1. 十島村雇用機会拡充事業申請書（別記第1号様式）	1部
2. 十島村雇用機会拡充事業計画書（別記第2号様式）	1部
3. 収支予算書（別記第3号様式）	1部
4. 補足資料（必要に応じて添付してください）	1部

	添付書類	部数
創業	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 住民票</li> <li><input type="radio"/> 村税の滞納がない証明</li> <li><input type="radio"/> 開業届（交付決定後に提出してください。）</li> <li><input type="radio"/> その他必要な書類           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積算明細書、見積書など経費詳細の分かる資料 (任意様式)</li> <li>・ カタログ等</li> <li>・ 建物及び建築付属設備の改修、設備の設置を行う場合は、予定する建物の位置図、改修前の写真、改修後のイメージ図、仕様書等を添付</li> <li>・ 店舗等借入の場合は、予定する建物の位置図</li> </ul> </li> </ul>	各1部
事業拡大	<p><b>【個人事業主の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 住民票</li> <li><input type="radio"/> 直近（2年分）の確定申告書一式（税務署受付印のあるもの）</li> <li><input type="radio"/> 村税の滞納がない証明</li> <li><input type="radio"/> その他必要な書類           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積算明細書、見積書など経費詳細の分かる資料 (任意様式)</li> <li>・ カタログ等</li> <li>・ 建物及び建築付属設備の改修、設備の設置を行う場合は、予定する建物の位置図、改修前の写真、改修後のイメージ図、仕様書等を添付</li> <li>・ 店舗等借入の場合は、予定する建物の位置図</li> </ul> </li> </ul>	各1部

事業拡大	<p><b>【法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定款</li> <li>○ 履歴事項全部証明書</li> <li>○ 直近（2年分）の決算書（貸借対照表、損益計算書）</li> <li>○ 直近（2年分）の事業報告書、貸借対照表（NPO 等の場合）</li> <li>○ 村税の滞納がない証明</li> <li>○ その他必要な書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積算明細書、見積書など経費詳細の分かる資料 (任意様式)</li> <li>・ カタログ等</li> <li>・ 建物及び建築付属設備の改修、設備の設置を行う場合は、予定する建物の位置図、改修前の写真、改修後のイメージ図、仕様書等を添付</li> <li>・ 店舗等借入の場合は、予定する建物の位置図</li> </ul> </li> </ul>	各1部
------	--	-----

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

十島村長 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
(団体の場合は団体名及び代表者名)

十島村雇用機会拡充支援事業補助金交付申請書

十島村雇用機会拡充支援事業補助金に係る事業を実施したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業目的 雇用機会拡充支援事業
- 2 関係書類 十島村雇用機会拡充支援事業計画書（第2号様式）  
収支予算書（第3号様式）  
その他必要な書類

様式第2号（第8条関係）

十島村雇用機会拡充支援事業計画書

1 申請者

①申請者概要

ふりがな 氏名 (代表者氏名)		性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日 (年齢)	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 ( 歳 )
会社名			区分	<input type="checkbox"/> 1. 法人 <input type="checkbox"/> 2. 個人
連絡先住所等	〒 一			現在の職業  <input type="checkbox"/> 1. 会社役員 <input type="checkbox"/> 2. 個人事業主 <input type="checkbox"/> 3. 会社員 <input type="checkbox"/> 4. 専業主婦・主夫 <input type="checkbox"/> 5. パートタイマー・アルバイト <input type="checkbox"/> 6. 学生 <input type="checkbox"/> 7. その他 ( )
	T E L			
	F A X			
	E-mail			
現在の事業概要 (既に事業を営んでいる場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の事業形態           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>株式会社 <input type="checkbox"/>合同会社、合資会社、合名会社、<input type="checkbox"/>一般社団法人・財団法人</li> <li><input type="checkbox"/>特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/>協同組合、<input type="checkbox"/>その他</li> </ul> </li> <li>・ 現事業の年数 年</li> <li>・ 現事業の内容</li> </ul>			
職歴	年 月			
	年 月			

②実施形態

事業開始日	年 月 日			
開業・法人設立日 (予定日)	年 月 日			
申請区分	<input type="checkbox"/> 1. 創業 <input type="checkbox"/> 2. 事業拡大 <input type="checkbox"/> 3. 事業拡大（設備投資を伴わない） <input type="checkbox"/> 4. 特定有人国境離島地域外の創業			
事業実施地 (予定地)	〒 一			事業形態  <input type="checkbox"/> 1. 個人創業 <input type="checkbox"/> 補助事業期間中の法人化も検討している <input type="checkbox"/> 2. 会社設立 <input type="checkbox"/> 2-1 株式会社 <input type="checkbox"/> 2-2 合名会社 <input type="checkbox"/> 2-3 合資会社 <input type="checkbox"/> 2-4 合同会社 <input type="checkbox"/> 3. 事業承継 <input type="checkbox"/> 3-1 個人承継 <input type="checkbox"/> 3-2 法人承継 <input type="checkbox"/> 4. 事業拡大 <input type="checkbox"/> 4-1 規模・能力拡大 <input type="checkbox"/> 4-2 新事業進出
産業分類 ※経済セクターの事業分類による				
資本金又は出資金	千円			
株主又は出資者数	名			
役員・従業員数 ※従業員等の区分は別添による	合計 名	内訳 名	①個人事業主 ②無給の家族従業者： (事業拡大する部署の従業者 名) ③有給役員 名	⑤正社員・正職員以外 (事業拡大する部署の従業者 名) ⑥臨時雇用者 (事業拡大する部署の従業者 名) ⑦派遣従業者名 (事業拡大する部署の従業者 名)

			④正社員・正職員 (事業拡大する部署の従業者	名 名)	
--	--	--	---------------------------	---------	--

## 2 事業内容

①事業名

②事業概要等（事業拡大の場合、既存事業と新たに拡大する事業の区別が明確になるように記載して下さい。）  
ア) 事業概要

イ) 事業実施に至る背景（動機）

ウ) 事業性

エ) 成長性

オ) 繼続性

カ) 事業効果

③雇用創出人数	事業開始後、新たに週 20 時間以上、勤務する常用雇用数を記載して下さい。  名	④雇用時期	
---------	--	-------	--

⑤都道県計画との整合性、基本方針との関連性

⑥本事業全体に係る資金計画

(単位：千円)

必要な資金	金額	調達の方法
-------	----	-------

【金融機関からの外部資金の調達見込みについて】		(千円)
	補助金交付希望相当額の手当方法	金額
<input type="checkbox"/> 既に調達済み	自己資金	
<input type="checkbox"/> 補助事業期間中に調達見込みがある	金融機関からの借入金 調達先：	
<input type="checkbox"/> 将来的に調達見込みがある	調達先：	
<input type="checkbox"/> 特定有人国境離島地域事業活動支援 利子補給金の利子助成制度を利用(予定)	その他(調達先： )	